

# SENKO

## 第97回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

### 日 時

平成26年6月27日（金曜日）午前10時

書面又はインターネットによる議決権行使期限  
平成26年6月26日（木曜日）午後6時15分まで

### 場 所

大阪市北区大淀中一丁目1番30号  
梅田スカイビル タワーウエスト36階  
スペース36

### 決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	執行役員及び常務理事に 対し株式報酬型ストック オプションとして発行す る新株予約権の募集事項 の決定を当社取締役会に 委任する件

証券コード 9069

## 目 次

■第97回定時株主総会招集ご通知 .....	1
(添付書類)	
■事業報告 .....	4
■連結計算書類 .....	22
■計算書類 .....	25
■監査報告書 謄本 .....	28
■株主総会参考書類 .....	31

(証券コード9069)  
平成26年6月9日

株 主 各 位

大阪市北区大淀中一丁目1番30号  
セ ン コ ー 株 式 会 社  
代表取締役社長 福 田 泰 久

## 第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき平成26年6月26日(木曜日)午後6時15分までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト(<http://www.evotep.jp/>)より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 平成26年6月27日(金曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市北区大淀中一丁目1番30号  
梅田スカイビル タワーウエスト36階 スペース36
3. 目的事項
  - 報告事項
    1. 第97期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第97期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)計算書類報告の件
  - 決議事項
    - 第1号議案 剰余金の処分の件
    - 第2号議案 定款一部変更の件
    - 第3号議案 執行役員及び常務理事に対し株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

本総会の招集に際して株主の皆様にご提供する書面のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト ([http://www.senko.co.jp/jp/ir/stock\\_info/general\\_meeting/](http://www.senko.co.jp/jp/ir/stock_info/general_meeting/)) への掲載をもって株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役会が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.senko.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## 【議決権の行使等についてのご案内】

## 1. 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

## 2. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 3. インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

## (1) 議決権行使サイトについて

①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です（但し、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）。

※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標又は登録商標です。

②パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

③携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用下さい。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応していません。

④インターネットによる議決権行使は、平成26年6月26日（木曜日）の午後6時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

## (2) インターネットによる議決権行使方法について

①議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

②株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。

③株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

## (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

# 事業報告

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期の日本経済は、雇用・所得環境が改善する中、消費増税前の駆け込み需要も加わり、個人消費、住宅投資が好調に推移いたしました。企業収益につきましても、個人消費や公共投資を中心とした内需の拡大などを受けて改善いたしました。

物流業界におきましては、好調な個人消費や消費増税前の駆け込み需要を受けた消費関連貨物、建設関連貨物が増加いたしました。また、工業生産の回復による生産関連貨物も伸びました。しかしながら、コスト面におきましては、円安の影響による燃料価格の高止まりや、ドライバー・車両不足の影響による外注費の上昇など、厳しい環境となりました。

このような環境の中、当社グループは平成25年度を初年度とする4年間の中期経営計画を策定し、コーポレートスローガン「Moving Global」に添えた「物流を超える」「世界を動かす」「ビジネスを変える」を目標として、物流事業及び商流事業の業容を拡大すると共に、お客様に一層信頼される高品質でコストパフォーマンスの高いサービスの提供に取り組んでまいりました。

当期の主な取り組みといたしましては、流通ロジスティクス事業におきまして、首都圏にファッション物流に特化した「東京ベイ・ファッションアリーナ（千葉県市川市）」を、関西に医療・医薬業界向けの「北大阪PDセンター（大阪府茨木市）」を新設いたしました。また、北海道と中部地区の事業基盤を強化するため「札幌PDセンター2号倉庫（北海道札幌市）」、「小牧第2PDセンター（愛知県小牧市）」をそれぞれ稼働させました。

住宅物流事業におきましては、中部地区の住宅資材のハブ拠点となる「中部住宅物流センター（愛知県名古屋市）」を開設いたしました。また、スマートフォンとGPSなどを活用した輸送管理システムを開発し、特許取得するなど物流サービスの向上を図りました。さらに、重量物配送の全国ネットワークを完成させ、家庭用蓄電池の配送・据付を開始するなど、新たな事業の開発にも取り組みました。

ケミカル物流事業におきましては、「大門物流センター（滋賀県守山市）」に危険物倉庫を含む2棟の新倉庫を増設したほか、荷主と共同で2隻のアスファルトタンカーを建造し、韓国と日本を結ぶ航路で就航させました。また、当社が独自のノウハウを持つバルク輸送（液体・粉体・粒子状の樹脂原料などの輸送）の販売拡大に力を入れ、新たな業務を受託いたしました。

海外におきましては、タイで日系自動車工場向けの自動車部品の調達輸送を開始したほか、日系化学メーカーの工場内物流なども開始いたしました。中国では、青島で日系小売店向けに物流センターを開設するとともに、蘇州で住宅物流事業を本格稼働させました。また、韓国の釜山新港に、韓国と日本、第三国間の輸出入貨物を取り扱う「K-O-S-E-N-K-O物流センター」を開設いたしました。

商事・貿易事業につきましては、昨年10月、トイレットペーパーやティッシュペーパーなどの家庭用紙の卸売業者として国内最大規模を誇るアスト株式会社を当社グループに迎えました。同社は卸売だけでなく、商品開発から販売、物流まで一貫して行っており、全国に保有する延べ2万坪以上の物流センターを使用した直納入体制を構築しています。今後は当社の持つ流通業界向けの物流ノウハウと、アスト株式会社の持つ商品力・販売力を一体化させ、製造から販売までワンストップの商流・物流一体型ビジネスを展開してまいります。

また、物流業界で大量に発行されている送り状の管理や問合せ対応を効率化する「送り状検索システム」を業界で初めて開発し、販売を開始いたしました。

その他、全国7か所の物流センターの屋根を利用した太陽光発電事業も開始いたしました。

当期の連結営業収益は、積極的な販売拡大を行ったこと、消費増税前の駆け込み需要の影響があったこと、アスト株式会社をM&Aにより連結子会社としたことなどにより、3,338億83百万円と対前期比13.7%の増収となりました。

利益面におきましては、燃料費の上昇やドライバー・車両不足に起因する外注費の高騰などがありました。増収効果やコスト削減効果、生産性向上活動の成果がありました。さらには、会計基準の改正に伴う特別目的会社の連結子会社化の影響もあり、連結営業利益は121億22百万円と対前期比22.3%の増益、連結経常利益は113億5百万円と対前期比11.9%の増益となりました。

連結当期純利益につきましては、65億3百万円と対前期比25.0%の増益となりました。

当期の業績をセグメント別にご説明いたしますと、次のとおりであります。

#### (物流事業)

流通ロジスティクス事業におきましては、総合スーパーやディスカウントストア、アパレル量販店向けの物量増加が売上の拡大に寄与したほか、電機・機械分野において新規顧客開拓による売上の拡大がありました。住宅物流事業におきましては、住宅着工件数の増加に伴い、取扱物量が拡大いたしました。ケミカル物流事業におきましては、積極的な拡販に取り組みました。これらの結果、当期における物流事業の事業収入は2,397億37百万円と、対前期比5.0%の増収となりました。

#### (商事・貿易事業)

商事事業におきましては、石油販売の分野で拡販が進んだこと、アスト株式会社及び、一昨年9月にグループ会社とした日用雑貨卸売りの株式会社オバタのM&A効果がありました。貿易事業におきましては、中国向け電子部品材料の輸出が増加いたしました。これらの結果、当期における商事・貿易事業の事業収入は907億3百万円と、対前期比46.0%の増収となりました。

#### (その他事業)

その他事業におきましては、太陽光発電による売電事業を開始したことなどにより、事業収入は34億42百万円と、対前期比8.8%の増収となりました。

## (2) 設備投資の状況

当期中において実施いたしました当社グループの設備投資の、主なものは以下のとおりであります。

- ①当期中に購入した主要設備  
潮見センター（東京都江東区・土地面積29,614.45㎡、建物面積54,247.8㎡）
- ②当期中に完成した主要設備  
札幌PDセンター2号倉庫（北海道札幌市・倉庫認可面積20,330㎡）  
小牧第2PDセンター（愛知県小牧市・倉庫認可面積27,163㎡）
- ③当期中において継続中の主要設備の新設、拡充  
守山PDセンター3号倉庫（滋賀県守山市）

## (3) 資金調達の状況

設備投資資金に充当するため、平成25年9月26日開催の取締役会決議に基づき、「2018年10月15日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債」70億円を発行いたしました。

## (4) 他の会社の株式その他の持分の取得

当社は、平成25年10月31日をもって、「アスト株式会社」の株式を取得し、この結果、出資比率は70.0%となり、連結子会社といたしました。

## (5) 対処すべき課題

今後の日本経済は、消費増税による駆け込み需要の反動減により一時的に景気の冷え込みが見込まれますが、その後は反動減緩和のための政府の経済対策効果や個人消費の回復などにより、景気は徐々に持ち直していくとみられます。しかしながら、物流業界におきましてはドライバーや車両の不足が構造的な問題として続いており、輸送力・人材の確保が重要な経営課題となっております。

このような環境の中、当社グループは中期経営4ヵ年計画の2年目の年として、「事業競争力の強化」「収益力の強化」「生産体制の強化」などに取り組んでまいります。

事業競争力の強化といたしましては、関東、中部、関西地区に新たな物流センターを開設するほか、ファッション物流事業の深耕を図るため、営業体制を強化いたします。また、関東・中部・関西・九州の都市圏を中心とした小口貨物の配送ネットワークの構築にも取り組む考えであります。海外におきましては、東アジア、アセアン、中央アジア、北米の4エリアを重点拡大地域とし、特にタイを中心としたアセアン物流網の構築を進めてまいります。

収益力の強化といたしましては、燃料価格や外注費の上昇などのコストアップに対し、価格転嫁を含めた料金改定を進めるとともに、更なるコスト低減に取り組む考えであります。

生産体制の強化といたしましては、ドライバー不足を解消するため「人材確保育成プロジェクト」を設置し、自社勢力の増強を図るとともに、物流品質の向上を進めていく考えであります。

株主の皆様におかれましては、今後共より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。



## (6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成22年度 第94期	平成23年度 第95期	平成24年度 第96期	平成25年度 (当期)第97期
営業収益	241,046	270,361	293,534	333,883
経常利益	6,375	8,333	10,100	11,305
当期純利益	2,261	3,478	5,202	6,503
1株当たり当期純利益	18.44	27.65	41.45	50.83
総資産	177,284	202,847	208,095	243,594
純資産	60,604	63,274	67,327	72,302

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

## (7) 主要な事業内容 (平成26年3月31日現在)

部 門	主 要 な 事 業 内 容
① 物流事業	貨物自動車運送事業、鉄道利用運送事業、海上運送事業、国際運送取扱業、倉庫業、荷主の構内における原材料及び製品の包装・移動等の作業、物流センターの運営等
② 商事・貿易事業	石油販売、商事販売及び貿易事業等
③ その他事業	情報処理受託業、自動車修理事業、保険代理業等

## (8) 重要な子会社の状況 (平成26年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ス マ イ ル	570 百万円	95.8 %	包装資材製造販売業及び卸売業
イヌイ運送株式会社	385 百万円	51.0 %	貨物自動車運送事業及び引越業
センコー商事株式会社	300 百万円	100.0 %	石油類・情報処理機器等の販売
センコーエーラインアマノ株式会社	300 百万円	99.7 %	貨物自動車運送事業、倉庫業及び小運搬構内作業
ア ス ト 株 式 会 社	100 百万円	70.0 %	紙製品・日用雑貨品等の販売及び輸入
東京納品代行株式会社	98 百万円	65.9 %	百貨店納品代行業、商品管理及び流通加工業
大阪センコー運輸株式会社	90 百万円	98.4 %	貨物自動車運送事業及び小運搬構内作業
センコー住宅物流株式会社	90 百万円	98.9 %	貨物自動車運送事業及び小運搬構内作業
中四国ロジスティクス株式会社	90 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業及び小運搬構内作業
阪神センコー運輸株式会社	90 百万円	99.0 %	貨物自動車運送事業及び小運搬構内作業
関東センコー運輸株式会社	90 百万円	98.8 %	貨物自動車運送事業及び小運搬構内作業
センコー情報システム株式会社	60 百万円	100.0 %	情報処理受託業
株 式 会 社 丸 藤	50 百万円	100.0 %	家庭日用品卸売業
埼玉センコー運輸整備株式会社	50 百万円	99.7 %	小運搬構内作業及び自動車の修理
ロジ・ソリューション株式会社	30 百万円	99.3 %	3PL事業及び物流コンサルティング事業
東北センコー運輸株式会社	30 百万円	98.3 %	貨物自動車運送事業及び小運搬構内作業
東京納品代行西日本株式会社	30 百万円	65.9 %	百貨店納品代行業、商品管理及び流通加工業
センコーファッション物流株式会社	30 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業及び小運搬構内作業
滋賀センコー運輸整備株式会社	30 百万円	99.8 %	貨物自動車運送事業及び小運搬構内作業
江坂運輸株式会社	20 百万円	98.6 %	貨物自動車運送事業、倉庫業及び物流加工業

(注) 1. 出資比率は間接保有を含んでおります。  
2. 連結子会社は64社であります。

## (9) 主要な営業所等 (平成26年3月31日現在)

物流事業	当 社	本 社	大阪市北区大淀中一丁目1番30号
		主 管 支 店	札幌主管支店(札幌市東区)、仙台主管支店(仙台市宮城野区)、関東主管支店(千葉県野田市)、埼玉主管支店(さいたま市緑区)、東京主管支店(東京都江東区)、名古屋主管支店(名古屋市西区)、京滋主管支店(滋賀県守山市)、大阪主管支店(大阪府八尾市)、岡山主管支店(岡山県倉敷市)、九州主管支店(福岡市東区)
		その他の拠点	上記のほか、全国各地に35支店及び209営業所、事業所等を配置いたしております。
	子 会 社	イヌイ運送株式会社(東京都江東区) センコーエーラインアmano株式会社(東京都江戸川区) 東京納品代行株式会社(東京都港区) 大阪センコー運輸株式会社(大阪府摂津市) センコー住宅物流株式会社(埼玉県蓮田市) 中四国ロジスティクス株式会社(香川県高松市) 阪神センコー運輸株式会社(兵庫県尼崎市) 関東センコー運輸株式会社(茨城県古河市) 埼玉センコー運輸整備株式会社(さいたま市緑区) ロジ・ソリューション株式会社(東京都港区) 東北センコー運輸株式会社(宮城県巨理郡) 東京納品代行西日本株式会社(大阪市住之江区) センコーファッション物流株式会社(千葉県市川市) 滋賀センコー運輸整備株式会社(滋賀県草津市) 江坂運輸株式会社(兵庫県西宮市)、など	
商事・貿易事業		株式会社スマイル(東京都江東区) センコー商事株式会社(東京都江東区) アスト株式会社(大阪府中央区) 株式会社丸藤(神戸市灘区)、など	
その他事業		センコー情報システム(大阪府八尾市)、など	

- (注) 1. 平成26年3月3日付をもって東京主管支店は東京都港区から東京都江東区へ移転いたしております。  
 2. 平成26年3月1日付をもってセンコー商事株式会社は東京都港区から東京都江東区へ移転いたしております。  
 3. 平成26年3月15日付をもって株式会社スマイルは東京都板橋区から東京都江東区へ移転いたしております。  
 4. 平成26年4月1日付をもって新たに福島支店、北大阪支店を設置いたしました。また、従来の仙台主管支店は東北主管支店に変更いたしました。

(10) 従業員の状況 (平成26年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
8,738名	382名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,785名	124名減	41才9ヵ月	16年2ヵ月

(11) 主要な借入先 (平成26年3月31日現在)

借入先	借入額
三菱UFJ信託銀行株式会社	12,597百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,600百万円
株式会社三井住友銀行	5,825百万円

2. 会社の株式に関する事項 (平成26年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 294,999,000株  
(2) 発行済株式の総数 128,385,189株 (自己株式604,287株を除く)  
(3) 株主数 6,803名  
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	14,201千株	11.1%
旭化成株式会社	11,676千株	9.1%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	7,578千株	5.9%
センコーグループ従業員持株会	6,957千株	5.4%
積水化学工業株式会社	6,785千株	5.3%
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,252千株	3.3%
いすゞ自動車株式会社	4,039千株	3.2%
資産管理サービス信託銀行株式会社	3,879千株	3.0%
東京海上日動火災保険株式会社	3,439千株	2.7%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	3,169千株	2.5%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における職務執行の対価として交付された取締役、監査役、執行役員及び常務理事の保有する新株予約権の状況（平成26年3月31日現在）

- ・新株予約権の数 652個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 652,000株  
(新株予約権1個につき1,000株)
- ・取締役、監査役、執行役員及び常務理事の保有する新株予約権の区分別合計

区分 (行使期間)	取締役 (うち社外取締役)		監査役		執行役員		常務理事	
	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数	個数
第1回新株予約権 平成19年7月21日から平成39年6月30日まで	3名	21個	1名	3個	—	—	—	—
第2回新株予約権 平成19年7月21日から平成39年6月30日まで	3名	6個	—	—	—	—	—	—
第4回新株予約権 平成20年7月2日から平成40年6月30日まで	3名	22個	1名	5個	—	—	—	—
第5回新株予約権 平成20年7月2日から平成40年6月30日まで	3名	6個	—	—	1名	2個	—	—
第6回新株予約権 平成21年7月2日から平成41年6月30日まで	5名	30個	1名	3個	—	—	—	—
第7回新株予約権 平成21年7月2日から平成41年6月30日まで	3名	7個	—	—	6名	13個	—	—
第8回新株予約権 平成22年7月2日から平成42年6月30日まで	5名	36個	1名	4個	—	—	—	—
第9回新株予約権 平成22年7月2日から平成52年6月30日まで	3名	7個	1名	2個	13名	20個	6名	6個
第10回新株予約権 平成23年7月2日から平成43年6月30日まで	8名 (1名)	56個 (2個)	1名	5個	—	—	—	—
第11回新株予約権 平成23年7月2日から平成53年6月30日まで	3名	8個	1名	3個	17名	49個	12名	30個
第12回新株予約権 平成24年7月3日から平成44年6月30日まで	8名 (1名)	58個 (2個)	1名	5個	—	—	—	—
第13回新株予約権 平成24年7月3日から平成54年6月30日まで	3名	9個	1名	3個	17名	46個	17名	34個
第15回新株予約権 平成25年7月2日から平成45年6月30日まで	12名 (2名)	62個 (2個)	4名	9個	—	—	—	—
第16回新株予約権 平成25年7月2日から平成55年6月30日まで	—	—	—	—	18名	44個	26名	38個

- (注) 1. 上表の執行役員は、取締役を兼務する執行役員を除いております。  
 2. 上表の各新株予約権は、全て株式報酬型ストックオプションであります。  
 3. 各新株予約権の行使価額は、全て、1株あたり1円であります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

①第15回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ・新株予約権の数 71個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 71,000株  
(新株予約権1個につき1,000株)
- ・新株予約権の発行価額 1株あたり418円
- ・新株予約権の行使価額 1株あたり1円
- ・新株予約権の行使期間 平成25年7月2日から  
平成45年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - ア. 新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員、常務理事、相談役及び顧問等のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権行使期間の満了日まで、新株予約権を行使できるものとします。
  - イ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。）は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとします。
  - ウ. その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書にて定めるものとします。
- ・新株予約権の取得条項  
当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができます。
- ・新株予約権の区分別交付状況

区 分	新 株 予 約 権 の 数	交 付 者 数
取 締 役 (うち社外取締役)	62個 (2個)	12名 (2名)
監 査 役	9個	4名

②第16回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ・新株予約権の数 82個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 82,000株  
(新株予約権1個につき1,000株)
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1株あたり1円
- ・新株予約権の行使期間 平成25年7月2日から  
平成55年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - ア. 新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員、常務理事、相相談役及び顧問等のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権行使期間の満了日まで、新株予約権を行使できるものとします。
  - イ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。）は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとします。
  - ウ. その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書にて定めるものとします。
- ・新株予約権の取得条項  
当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができます。
- ・新株予約権の区分別交付状況

区 分	新 株 予 約 権 の 数	交 付 者 数
執 行 役 員	44個	18名
常 務 理 事	38個	26名

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

①平成24年7月3日開催の取締役会決議に基づき発行した2017年7月20日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

発行決議の日	平成24年7月3日
〔転換社債型新株予約権付社債の内容〕	
社債の総額	50億円
社債の額面金額	500万円
利率	本社債には利息を付さない。
社債の発行日	平成24年7月20日
償還の方法及び期日	平成29年7月20日に本社債額面金額の100%で償還する。
募集方法	主幹事引受会社であるDaiwa Capital Markets Europe Limited, London, Geneva Branchの総額買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場(但し、アメリカ合衆国を除く。)における募集。
当事業年度末日における社債の総額	50億円
〔新株予約権の内容〕	
社債に付された新株予約権の総数	1,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	・普通株式 ・新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の合計額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えにする金銭の払込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	・本新株予約権の行使に際しては、本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。 ・転換価額 394円
新株予約権の行使期間	平成24年8月3日から平成29年7月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、「会社計算規則」第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。 ・増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
当事業年度末日における新株予約権の総数	1,000個



②平成25年9月26日開催の取締役会決議に基づき発行した2018年10月15日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

発行決議の日	平成25年9月26日
〔転換社債型新株予約権付社債の内容〕	
社債の総額	70億円
社債の額面金額	500万円
利率	本社債には利息を付さない。
社債の発行日	平成25年10月15日
償還の方法及び期日	平成30年10月15日に本社債額面金額の100%で償還する。
募集方法	主幹事引受会社であるDaiwa Capital Markets Europe Limited, London, Geneva Branchの総額買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場(但し、アメリカ合衆国を除く。)における募集。
当事業年度末日における社債の総額	70億円
〔新株予約権の内容〕	
社債に付された新株予約権の総数	1,400個
新株予約権の目的である株式の種類と数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通株式</li> <li>・新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の合計額を転換価額で除した数とする。</li> </ul>
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えにする金銭の払込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権の行使に際しては、本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。</li> <li>・転換価額 626円</li> </ul>
新株予約権の行使期間	平成25年10月29日から平成30年10月1日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、「会社計算規則」第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。</li> <li>・増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</li> </ul>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
当事業年度末日における新株予約権の総数	1,400個

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成26年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	福 田 泰 久	全国通運(株)代表取締役会長
代表取締役 (副社長執行役員)	藤 森 正 三	ケミカル物流、国際物流営業担当
取 締 役 (副社長執行役員)	手 塚 武 與	商事事業担当、(兼)センコー商事(株)代表取締役社長、(兼)(株)丸藤代表取締役社長、(兼)(株)オバタ代表取締役社長
取 締 役 (専務執行役員)	田 中 健 悟	A E O担当、(兼)国際物流事業本部長
取 締 役 (常務執行役員)	山 中 一 裕	関東主管支店長
取 締 役 (常務執行役員)	川 瀬 由 洋	人事担当、(兼)人事部長、(兼)センコー情報システム(株)代表取締役社長
取 締 役 (常務執行役員)	尾 池 和 昭	東京主管支店長
取 締 役 (常務執行役員)	宮 津 純 二	生産管理本部長、(兼)安全品質環境担当
取 締 役 (常務執行役員)	米 司 博	3 P L 事業担当、(兼)ロジスティクス営業本部長
取 締 役 (執行役員)	嘉 永 良 樹	経営管理担当、(兼)経営戦略室長
取 締 役	飴 野 仁 子	関西大学商学部教授
取 締 役	尾 島 史 賢	弁護士、関西大学大学院法務研究科准教授
常 勤 監 査 役	遠 山 泰	
常 勤 監 査 役	澤 田 孝 志	
常 勤 監 査 役	石 岡 孝 伸	
常 勤 監 査 役	吉 本 惠 一 郎	

- (注) 1. 取締役飴野仁子及び尾島史賢の両氏は、社外取締役であります。  
 2. 常勤監査役石岡孝伸及び吉本惠一郎の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 常勤監査役遠山 泰氏は、当社において経理部門の業務経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 当社は、東京証券取引所に対して、取締役飴野仁子、尾島史賢及び常勤監査役吉本惠一郎の三氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

5. 平成26年4月1日付をもって、取締役の担当及び重要な兼職の状況が変更され、次のとおりとなりました。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 (専務執行役員)	山 中 一 裕	中四国、九州地区担当、(兼)西日本地区配送ネット構築担当

(ご参考) 平成26年4月1日現在の取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
専務執行役員	村 上 和 正	住宅物流営業担当
専務執行役員	大 迫 友 行	ファッション物流営業本部長、(兼)東日本地区配送ネット構築担当、(兼)東京納品代行(株)代表取締役社長
常務執行役員	白 木 健 一	住宅物流営業本部長、(兼)SENKO LOGISTICS AUSTRALIA PTY LTD.代表取締役社長
常務執行役員	谷 口 玲	海運、通運担当、(兼)センコーエーラインアマノ(株)取締役会長
執行役員	山 本 隆 志	大阪主管支店長
執行役員	多 田 政 美	生産管理本部タイ事務所長、(兼)Senko Logistics (Thailand) Co.,Ltd.代表取締役社長、(兼)国際物流事業本部ASEAN事業エリア担当
執行役員	佐々木 信 郎	広報担当、(兼)社長室長
執行役員	是 沢 可 人	延岡支店長
執行役員	室 崎 行 雄	岡山主管支店長
執行役員	鶴 留 和 治	関東主管支店長
執行役員	伊 藤 彰	商事事業担当付アスト担当
執行役員	瑠 璃 垣 潔	総務担当、(兼)中国事務所担当、(兼)(株)クレフィール湖東代表取締役社長
執行役員	川 崎 寛 治	茨城支店長
執行役員	前 田 龍 宏	静岡支店長、(兼)大東センコーアポロ(株)代表取締役社長
執行役員	池 辺 武 雄	名古屋主管支店長、(兼)小牧支店長
執行役員	後 藤 邦 彦	九州主管支店長
執行役員	河 野 誠 司	ロジスティクス営業本部副本部長
執行役員	大 越 昇	埼玉主管支店長

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	16名 (2名)	357百万円 (5百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	7名 (4名)	77百万円 (37百万円)
合 計 (うち社外役員)	23名 (6名)	435百万円 (43百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第90回定時株主総会において年額400百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、株式報酬型ストックオプションの額として年額30百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第90回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。また別枠で、平成22年6月29日開催の第93回定時株主総会において株式報酬型ストックオプションの額として年額7百万円以内と決議いただいております。
3. 報酬等の額には、当事業年度中に費用計上した役員賞与引当金及び平成25年5月17日開催の取締役会決議に基づいた株式報酬型ストックオプションの額を含んでおります。
4. 取締役の支給額に使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

## (3) 社外役員に関する事項

### ①社外取締役

氏 名	当期における主な活動内容
飴 野 仁 子	平成25年度の取締役会に10回中9回出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、大学教授という専門の知識と経験に基づいた意見を述べています。
尾 島 史 賢	平成25年6月27日就任以降開催の取締役会に8回中6回出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、弁護士という専門の知識と経験に基づいた意見を述べています。

- (注) 1. 「取締役及び監査役の状況」に記載の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
2. 当社と飴野仁子氏及び尾島史賢氏の間では、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### ②社外監査役

氏 名	当期における主な活動内容
石 岡 孝 伸	平成25年6月27日就任以降開催の取締役会に8回すべてに出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、企業経営等の豊富な経験に基づいた意見を述べています。また、同日以降開催の監査役会14回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
吉 本 恵 一 郎	平成25年6月27日就任以降開催の取締役会に8回すべてに出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、企業経営等の豊富な経験に基づいた意見を述べています。また、同日以降開催の監査役会14回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

大手前監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 「公認会計士法」第2条第1項の監査業務の報酬

48百万円

#### ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

58百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、「会社法」・「公認会計士法」等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

## 6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- (1)取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①グループ全体のCSR（企業の社会的責任）経営を推進するため、コンプライアンス、企業倫理、危機管理、環境推進、社会貢献推進各委員会とそれを統括するCSR推進委員会並びに安全衛生委員会及び内部統制委員会を設置し、グループ全体のCSR経営体制を構築する。
  - ②企業倫理・法令順守の強化に向けて「センコー企業行動規準」を定め、それを推進するために各委員会を設け、周知徹底、充実を図る。加えて、社内通報制度として「企業倫理ヘルプライン」を設ける。
  - ③取締役会は、「取締役会規程」及び「職務権限規程」の定めるところに従い招集し、決議を行う。
  - ④監査役は、法令及び監査役会において定める監査方針に従い、取締役及び執行役員の職務執行を監査する。
  - ⑤監査室（内部監査部門）は、適切な業務運営体制を確保すべく、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役会へ報告する。
- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役及び使用人の職務の執行に係る情報は、「機密管理規程」並びに「情報セキュリティ規程」に基づき、夫々の職務に従い適切に保存、管理する。
- (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ①当社グループが直面するリスクに対し、組織的かつ適切な予防及び善後策を講じるために、「リスク管理規程」を定め、各リスクの統括部門は、リスクの低減、発生時の適切な対応等に向けた規則等を制定し、周知する。
  - ②リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、当該リスクを統括する部門及びリスクの発生が予測される部門が協働して、取締役会に報告を行う。
  - ③監査室は、リスク対策等の状況を検証し、代表取締役及び監査役会へ報告する。
- (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①取締役、執行役員及び重要な使用人が適切かつ効率的に職務を執行するために、「取締役会規程」及び「職務権限規程」を定め、権限と責任を明確にする。
  - ②会社に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、会議体を組織し、審議する。
- (5)株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①「関係会社管理規程」を定め、経営管理部（関係会社統括部門）の統括管理の下で、グループ全体の統一的な管理体制の確立を図る。
  - ②監査役が関係会社の監査役との連携を図り、グループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるような体制を構築する。
- (6)監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制  
監査室所属の使用人が監査役会の職務を補助する。
- (7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査室所属の使用人の人選等については、監査役会の意向を尊重し、協議の上決定する。

- (8)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人は下記の事項を監査役会に報告する。
- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
  - ・上記のほか監査役会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
- (9)その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査役は、取締役会に出席する他、執行役員の実務執行状況や重要な意思決定の過程を把握するために、経営会議、CSR推進委員会等の重要会議に出席するとともに、毎年1回、取締役、執行役員に対し、ヒアリングを行い、業務執行状況に関する確認書の提出を求める。
  - ②監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努める。
  - ③監査役会は、必要に応じて、会計監査人に対して報告を求める。
- (10)財務報告の信用性を確保するための体制  
「金融商品取引法」及びその他の法令の定めに従い、財務報告の信頼性と適切性を確保するため、財務諸表に係る内部統制システムを構築する。また、その仕組みが適正に機能し、運用が継続されるよう評価及び是正を行う。
- (11)反社会的勢力排除に向けた体制  
反社会的な勢力・団体と関係を持たず、不当な要求に屈しないことを「センコー企業行動規準」に定めるとともに、不当な要求に対してはグループ全体で毅然とした対応をとる。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。  
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>84,177</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>79,364</b>
現金及び預金	17,767	支払手形及び営業未払金	36,603
受取手形及び営業未収金	51,764	一年内償還予定の社債	7,040
たな卸資産	6,504	短期借入金	16,345
繰延税金資産	2,397	リース債務	1,986
その他	5,793	未払法人税等	2,766
貸倒引当金	△50	賞与引当金	3,342
<b>固 定 資 産</b>	<b>159,341</b>	役員賞与引当金	163
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>128,457</b>	その他	11,117
建物及び構築物	60,139	<b>固 定 負 債</b>	<b>91,927</b>
機械装置及び運搬具	6,278	社債	5,020
工具、器具及び備品	1,017	転換社債型新株予約権付社債	12,031
土地	56,092	長期借入金	57,598
建設仮勘定	1,646	リース債務	3,656
リース資産	3,283	役員退職慰労引当金	187
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>6,619</b>	退職給付に係る負債	6,804
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>24,339</b>	特別修繕引当金	42
投資有価証券	5,775	資産除去債務	440
長期貸付金	3,957	その他	6,146
差入保証金	9,559	<b>負 債 合 計</b>	<b>171,291</b>
繰延税金資産	4,234	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	1,370	<b>株 主 資 本</b>	<b>69,390</b>
貸倒引当金	△557	資本金	20,521
<b>資 産 合 計</b>	<b>243,594</b>	資本剰余金	18,896
		利益剰余金	31,064
		自己株式	△1,092
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△1,570</b>
		その他有価証券評価差額金	738
		繰延ヘッジ損益	△9
		為替換算調整勘定	230
		退職給付に係る調整累計額	△2,530
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>235</b>
		<b>少 数 株 主 持 分</b>	<b>4,247</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>72,302</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>243,594</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 連 結 損 益 計 算 書

(平成25年 4月 1日から  
平成26年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		333,883
営 業 原 価		299,039
営 業 総 利 益		34,844
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		22,722
営 業 外 収 益		12,122
受 取 利 息	163	
受 取 配 当 金	98	
受 取 雑 収 入	629	891
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,242	
支 払 雑 経 費	465	1,707
特 別 常 利 益		11,305
投 資 有 価 証 券 売 却 益	549	
退 職 給 付 制 度 改 定 益	239	
固 定 資 産 売 却 益	187	
受 取 保 険 金	32	1,009
特 別 損 失		
事 務 所 移 転 費 用	243	
固 定 資 産 除 却 損	212	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	162	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	104	
リ 一 ス 解 約 損	77	
土 壌 改 良 費 用	61	
減 損 損 失	42	
特 別 退 職 金	38	
災 害 に よ る 損 失	30	971
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		11,343
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		4,314
法 人 税 等 調 整 額		335
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		6,693
少 数 株 主 利 益		189
当 期 純 利 益		6,503

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成25年4月1日 残高	20,521	18,782	26,468	△1,353	64,418
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,901		△1,901
当期純利益			6,503		6,503
自己株式の取得				△6	△6
自己株式の処分		114		267	381
連結範囲の変動			△6		△6
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	114	4,596	260	4,971
平成26年3月31日 残高	20,521	18,896	31,064	△1,092	69,390

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	少数株主 持 分	純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計			
平成25年4月1日 残高	673	△4	52	-	720	195	1,992	67,327
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△1,901
当期純利益								6,503
自己株式の取得								△6
自己株式の処分								381
連結範囲の変動								△6
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	65	△4	178	△2,530	△2,291	40	2,254	3
連結会計年度中の変動額合計	65	△4	178	△2,530	△2,291	40	2,254	4,974
平成26年3月31日 残高	738	△9	230	△2,530	△1,570	235	4,247	72,302

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部					負債の部						
科	目				金額	科	目				金額
流動	現金	及び	預	金	41,896	流動	支払	手	形	54,016	
	受取	手	金	形	11,726		支	払	金	2,737	
	営業	未	収	入	694		宮	業	借	13,189	
	販	用	不	動	21,169		短	期	未	5,600	
	貯	蔵	入	産	3		一	内	借	7,000	
	前	費	入	品	140		年	償	還	7,074	
	繰	税	入	用	1,475		1	年	還	1,552	
	未	収	入	金	1,454		リ	一	予	2,839	
	そ	の	引	他	3,172		未	払	定	1,528	
	貸	倒	当	金	2,069		未	法	の	7,000	
					△10		未	人	社	7,074	
固定	有形	固定	資産	157,820		員	賞	引	借	1,552	
有	形	固定	資産	106,245		と	与	当	入	2,839	
	建	物	物	43,607		そ	の	引	金	1,528	
	構	築	物	3,192			負	当	用	1,639	
	機	及	置	1,091		固	債	金	等	8,599	
	船	装	置	2,267		定	債	金	金	1,713	
	車	搬	備	1,154		社	債	金	金	77	
	工	具	及	825		換	債	金	他	463	
	土	設	定	50,133		長	期	務		463	
	建	仮	資	1,621		退	一	金		5,000	
	り	入	産	2,351		特	給	務		12,031	
						資	修	金		54,599	
無形	固定	資産	2,470			そ	除	金		2,772	
	借	地	利	581			の	金		4,424	
	電	施	用	121		負	債	務		4,230	
	権	利	産	95		債	合	金		42	
	一	ス	産	1,670		純	計	務		424	
投資	その	他の	資産	49,105		資	産	他		874	
	投	有	証	3,348		株	本	計		138,416	
	関	会	株	16,627		主	本	の			
	関	社	式	6,308		資	刺	部			
	長	出	金	4,189		資	本	金			
	差	付	金	7,400		本	本	金			
	前	証	用	2,945		資	刺	金			
	繰	金	産	2,263		資	本	金			
	そ	の	他	6,485		利	の	金			
	貸	引	当	△465		益	益	金			
						そ	の	金			
						の	他	金			
						固	定	金			
						特	別	金			
						別	越	金			
						線	己	金			
							換	金			
							算	金			
							差	金			
							額	金			
							額	金			
							予	金			
							約	金			
							債	金			
資産	合計			199,717		負債	純	資産	合計	199,717	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
営 営	業 業	収 原	益 価
			195,322
			181,413
営 販	業 費	及 び	総 一 般 管 理 費
			13,908
			7,287
営 営	業 業	外 収	利 益
			6,621
受 受	取 取	配 収	利 息 当 金 入
			173
			1,537
			508
			2,219
営 支	業 外	外 払	用 利 息 出
			1,138
			384
			1,523
特 別	利 益	常 利 益	利 益
			7,318
投 退	資 職	有 給	価 付
			549
			239
固 受	定 取	資 保	産 売 却 除 金
			135
			32
			957
特 事	別 務	損 所	失 移 転 費 用
			233
			207
固 関	定 係	資 会	産 社
			162
			104
関 リ	係 一	会 ス	社 解
			60
			38
特 災	別 害	退 に	職 よ
			28
			26
			861
税 法	引 人	前 税	当 、
			7,414
			2,492
法 当	人 期	税 純	等 利 益
			370
			4,551

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 計
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 積 立 金	別 積 立 金	途 上 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
平成25年4月1日 残高	20,521	18,612	169	18,782	1,505	1,545	33	12,567	3,889	19,541
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩						△3			3	－
特別償却積立金の積立							1		△1	－
特別償却積立金の取崩							△10		10	－
別途積立金の積立								1,000	△1,000	－
剰余金の配当									△1,901	△1,901
当期純利益									4,551	4,551
自己株式の取得										
自己株式の処分										
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			114	114						
事業年度中の変動額合計	－	－	114	114	－	△3	△8	1,000	1,661	2,649
平成26年3月31日 残高	20,521	18,612	284	18,896	1,505	1,541	24	13,567	5,551	22,191

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
平成25年4月1日 残高	△1,353	57,491	533	533	195	58,220
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
特別償却積立金の積立		－				－
特別償却積立金の取崩		－				－
別途積立金の積立		－				－
剰余金の配当		△1,901				△1,901
当期純利益		4,551				4,551
自己株式の取得	△6	△6				△6
自己株式の処分	267	381				381
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			14	14	40	54
事業年度中の変動額合計	260	3,025	14	14	40	3,079
平成26年3月31日 残高	△1,092	60,516	547	547	235	61,300

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月13日

センコー株式会社  
取締役会御中

大手前監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大 橋 博 ㊤  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 柘 矢 晋 ㊤  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、センコー株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、センコー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月13日

センコー株式会社  
取締役会御中

大手前監査法人

指 定 社 員	公認会計士	大	橋	博	Ⓢ
業 務 執 行 社 員					

指 定 社 員	公認会計士	栞	矢	晋	Ⓢ
業 務 執 行 社 員					

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、センコー株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人大手前監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人大手前監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月16日

センコー株式会社 監査役会

常勤監査役	遠山	泰	㊟
常勤監査役	澤田	孝志	㊟
常勤監査役 (社外監査役)	石岡	孝伸	㊟
常勤監査役 (社外監査役)	吉本	恵一郎	㊟

以上



# 株主総会参考書類

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計  
算  
書  
類

監  
査  
報  
告  
書

株  
主  
総  
会  
参  
考  
書  
類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を充実させるため、安定配当に加え、業績連動を考慮した配当を実施することを利益配分に関する基本方針といたしております。また、将来の事業展開と経営体質の強化のための内部留保を確保する必要があります。このような観点のもと、当期の剰余金の処分ににつきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、1株につき8円とさせていただきますと存じます。なお、中間配当金として1株につき8円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき16円となります。

(1) 配当財産の種類  
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金8円                      総額 1,027,081,512円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成26年6月30日

#### 2. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金                      2,200,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額  
別途積立金                              2,200,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

今後の事業の拡大・多様化に備えるため、現行定款第2条に事業目的を追加するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (省 略)</p> <p>(18)</p> <p>(19) 下記物品の輸出入および販売業</p> <p>(イ) (省 略)</p> <p>(ロ) 建築資材、鉄鋼材、包装資材、 運搬資材、合板</p> <p>(ハ)</p> <p>～ (省 略)</p> <p>(ニ)</p> <p>(20)</p> <p>～ (省 略)</p> <p>(32)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (現行どおり)</p> <p>(18)</p> <p>(19) 下記物品の輸出入および販売業</p> <p>(イ) (現行どおり)</p> <p>(ロ) 建築資材、鉄鋼材、包装資材、 運搬資材、合板、<u>紙製品、製紙原料</u></p> <p>(ハ)</p> <p>～ (現行どおり)</p> <p>(ニ)</p> <p>(20)</p> <p>～ (現行どおり)</p> <p>(32)</p>

### 第3号議案 執行役員及び常務理事に対し株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

当社は、「会社法」第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により当社執行役員及び常務理事に対して、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認を求めます。

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、執行役員及び常務理事が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として、当社執行役員及び常務理事に対し、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

#### 3. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式74,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

##### (2) 新株予約権の総数

74個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。

但し、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

##### (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

##### (4) 新株予約権を行使することができる期間

平成26年7月2日から平成56年6月30日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

##### (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員、常務理事、相談役及び顧問等のいずれの地位をも喪失した日の翌日から上記(4)に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。）は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。
- ③その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書にて定めるものとする。
- (7) 新株予約権の取得の条件
- 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- ①合併（当社が消滅する場合に限る。）  
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- ②吸収分割  
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- ③新設分割  
新設分割により設立する株式会社
- ④株式交換  
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤株式移転  
株式移転により設立する株式会社
- (10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
- 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) 新株予約権のその他の内容
- 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以 上

MEMO

MEMO

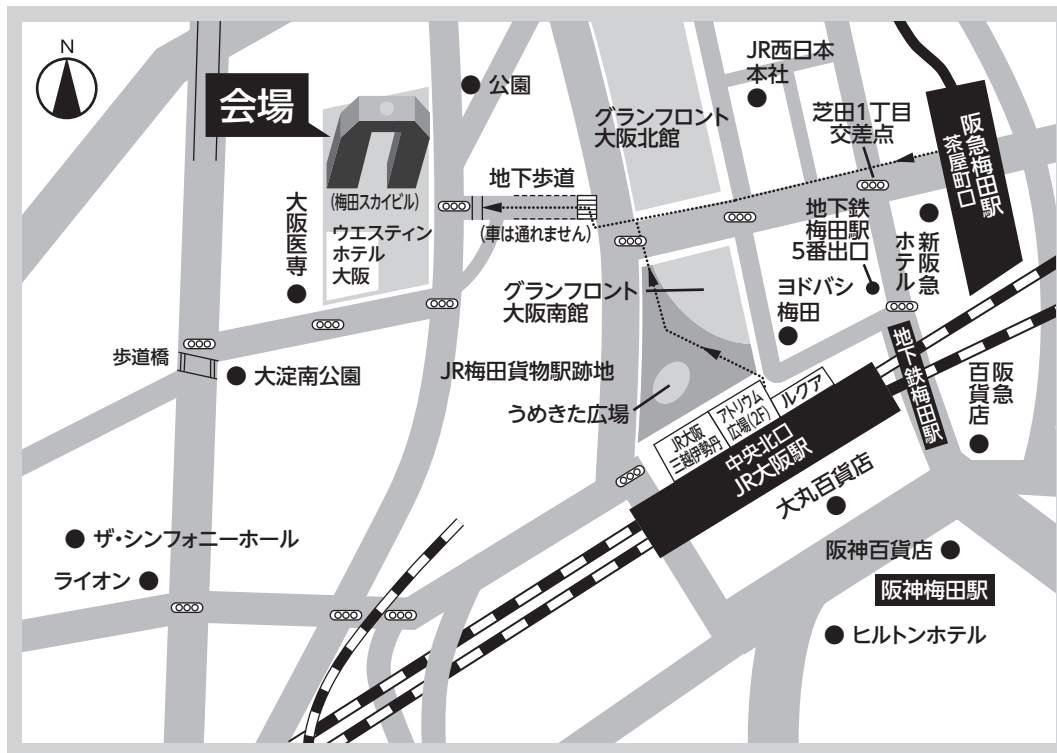
MEMO

# 会場ご案内

本定時株主総会の会場は、下記のとおりでございます

大阪市北区大淀中一丁目1番30号

梅田スカイビル タワーウエスト36階  
スペース36



## 交通機関のご案内

- 【JR大阪駅】 中央北口より 徒歩15分
- 【阪急梅田駅】 茶屋町口より 徒歩15分
- 【地下鉄御堂筋線梅田駅】 5番出口より 徒歩15分